

(別紙)

地域活性化雇用創造プロジェクト（令和4年度開始分）実施要領

1 趣旨・目的

我が国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに人口減少社会に突入し、高齢化が急速に進展するとともに、東京一極集中も課題となっており、個別企業による独自の取組だけでは人材の確保・定着を図ることが困難な状況もみられる。

こうした傾向は、地域の産業・経済等の状況によって異なっており、抱える課題や重点的に取り組むべき施策も地域によって様々であるが、地域を活性化するためには安心して働くことができる場を確保することが極めて重要である。

このため、都道府県が、地域雇用の課題に対して、国や都道府県の産業施策等と連携を図りつつ、地域における良質な雇用の実現を図る事業を実施する場合に、当該事業経費の一部を補助する「地域活性化雇用創造プロジェクト」（以下「地プロ」という。）を実施する。

2 実施主体

都道府県であること。

3 事業の実施

(1) 実施期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間のうち、「令和4年度地域活性化雇用創造プロジェクト募集要項（以下「募集要項」という。）」Ⅲの2に定める提出書類（以下「企画提案書等」という。）に記載された期間（以下「実施期間」という。）とすること。

ただし、下記6に定める特例により企画提案書等の変更を行う場合は、令和8年3月31日まで実施期間を延長することができるものとする。

(2) 協議会の開催

都道府県は、別紙1に基づき設置された協議会を年1回以上開催し、事業の進捗状況及び政策効果の把握・検証等を行うとともに、事業の適切かつ効果的な実施に係る助言等を求めること。

なお、都道府県は、協議会の下部組織として作業部会等を設置することができるものとする。

また、協議会を開催した場合は、議事概要を作成し、原則、開催後1か月以内に、厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（以下「地域課」という。）に報告すること。

(3) 実施内容

地域雇用の現状や課題、地域の関係者の意見等を踏まえ、地域における良質な雇用の実現に向けて取り組むものとして、企画提案書等において設定した事業テーマごとに、次の①から④までの取組を実施すること。ただし、①から③までのいずれかの支援について、都道府県が地プロ以外の財源により実施することとしても差し支えない。

なお、実施に当たっては、事業テーマごとに趣旨に合致した業種や職種として企画提案書等において設定した良質な雇用の実現を図る分野（戦略的雇用創造分野）により、良質な雇用の実現を図るものとする。

① 企業・事業主向け支援

企業や事業主に対して実施する、労働環境の整備や事業所の魅力向上、働き方改革、雇用管理改善、生産性向上、新分野進出、業種転換等に係る個別支援や専門家派遣、継続的に行う伴走型支援などを通じて、良質な雇用機会の確保を図る取組とすること。

なお、新分野進出、業種転換、新規創業等を支援する取組については、新たな良質な雇用の実現につながる取組に限るものとし、個人として就労を行う者（いわゆるフリーランス）など地プロの趣旨に適さない就労を目指す者を対象とした取組は実施することができないこと。

② 求職者・労働者向け支援

求職者や在職中の労働者に対して実施する、職業意識の啓発やスキル・資格取得支援、インターンシップの実施など企業ニーズにあった人材育成を図る取組とすること。

ただし、特定の事業テーマのすべての取組について、新たに学校を卒業する学生・生徒のみを対象としたものは実施することができないこと。

また、個人として就労を行う者（いわゆるフリーランス）など地プロの趣旨に適さない就労を目指す者を対象とした取組は実施することができないこと。

③ 就職促進支援

合同面接会、就職面接会、専門相談員による就職支援、求人情報提供など、事業主と求職者のマッチングを図る取組とすること。

④ （関連施策）指定事業主雇用助成事業

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース。以下「地開金」という。）」の特例（1回目の支給に限り、助成額に雇入れ1人当たり50万円を加算）を活用する取組とすること。当該助成金の見込みの記載に当たり、その制度及び支給要件の詳細や活用促進に係る周知・連携については、必要に応じて支給機関である都道府県労働局に照会・確認すること。なお、地プロに参加する事業主（以下「指定事業主」という。）が、地開金の特例を活用することを希望した場合は、都道府県又は協議会は、次のア及びイの業務を行うこと。

ア 計画申請受付

指定事業主から別添様式第1号「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書（以下「地プロ計画書」という。）」の提出を受けた場合は、

別添1「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）における地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給の流れ」及び別添2「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内」により地開金の支給決定までの流れ及び支給要件を説明すること。

イ 要件確認・承認通知

都道府県又は協議会は、地プロ計画書において次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当していることを確認し、別添様式第2号「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認・不承認通知書（以下「地プロ承認通知書」という。）」により、指定事業主に通知すること。

(ア) 指定事業主であること。

(イ) 地開金の計画期間（最大18か月以内）が企画提案書等に記載された実施期間内であること。

4 事業の実施状況

(1) 目標管理

都道府県は、企画提案書等において設定した次の①及び②について、それぞれ実績を管理すること。

① アウトプット

支援を行った対象者数とすること。

なお、支援対象者が企業又は事業主の場合は企業・事業主数、求職者の場合は求職者数、労働者の場合は労働者数、就職促進支援の場合は支援に参加した企業・事業主及び求職者数とすること。

② アウトカム

地プロによる支援を受けたことにより新たに雇用された又は処遇改善が図られた者の数とすること。具体的には、次のアに該当する者であって、地プロによる支援の結果、次のイの基準を新たに満たすこととなった者の数とする。

ただし、支援開始後に事業主都合による解雇等を行った事業主に雇用された者の数は除くものとする。

また、複数の支援を受けた対象者に係るアウトカムの重複は認めないものとする。

ア アウトカムの対象となる者

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 支援を受けた事業主に正社員（次のaからdまでのいずれも満たす者に限る。以下同じ。）として雇用された者（正社員以外の雇用形態から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。）

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める「派遣労働者」をいう。）

以下同じ。)として雇用されている者でないこと。

- c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。

ただし、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等でない者であっても、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者については含むものとする。

- (a) 短時間正社員（正規雇用として雇用されている労働者であって、同一の事業主に雇用される他の正規雇用の労働者と比べ1週間の所定労働時間が短い者をいう。）

- (b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者

- (c) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第36条の2から第36条の4に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者

- (d) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「基準法」という。）第32条の3に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

- d 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。

- (イ) 支援を受けた事業主に非正規雇用労働者（(ア)に定める正社員でない者のうち、次のaからeまでのいずれも満たす者をいう。以下同じ。）として雇用された者

- a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であること。

- b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

- c 週所定労働時間が20時間以上の労働者であること。

- d 同一労働同一賃金の観点から、同一の事業主に雇用される正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。

- e 当該非正規雇用労働者が適用される正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。

- (ウ) 支援を受けた求職者のうち正社員として雇用された者

- (エ) 支援を受けた求職者のうち非正規雇用労働者として雇用された者

- (オ) 支援実施前から事業主に雇用されている正社員又は非正規雇用労働者

であって、支援を受けたことにより処遇が改善した者（当該処遇改善の前に次のイの良質な雇用の基準を満たしていない者に限る）

イ 良質な雇用の基準

(ア) 正社員の場合

次のa及びbを満たすことをいう。なお、以下の「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいい、賞与は含まないものとする。

- a 就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が別表「令和4年度地域活性化雇用創造プロジェクトアウトカム指標（平均所定内賃金月額）基準額一覧（以下「基準額一覧」という。）」に定める都道府県ごとの基準額以上であること。
- b 月平均所定外労働時間が20時間以下であること。

(イ) 非正規雇用労働者の場合

次のa及びbを満たすことをいう。

- a 就労期間において支払われた所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が次に掲げる計算式により算出された数を上回っていること。

「基準額一覧」に定める基準額

×（当該非正規雇用労働者の週所定労働時間／同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間）

- b 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下回っていること。

20時間

×（当該非正規雇用労働者の週所定労働時間／同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間）

なお、短時間正社員の場合は上記(イ)の「非正規労働者」を「短時間正社員」に読み替えて計上すること。

(2) 実施状況報告

都道府県は、地域課が別に定めるところにより、実施期間の各年度の実績等について報告すること。

なお、都道府県は、実績等を報告するに当たり、アウトプット及びアウトカムの内訳を明らかにできる書類を作成すること。

また、地域課は都道府県に対して、実施期間終了後も含め、必要に応じて実績等の詳細やその他の実施状況、政策効果の検証に係る調査等について報告を求めることができるものとする。

(3) 事業の改善等

上記(2)の実施状況報告に基づき、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、

都道府県は事業の改善等に係る措置を講ずること。なお、都道府県が正当な理由なく、当該措置を講じない場合は、「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第16条第1項第3号に規定する「不正、怠慢、その他不適当な行為」に該当するとみなすものとする。

① 目標達成状況等に基づく事業の改善等

都道府県は、次のアからウまでのいずれかに該当する事業テーマについて、原則として、当該事業テーマの取組の見直し又は廃止を行うこと。

ただし、次のイに該当する事業テーマのうち、事業開始時から令和4年度末までに係る実績が当該期間に係るアウトカム目標数の90%未満の事業テーマについては、令和5年度末をもって原則廃止とすること。

なお、見直しに当たっては、合理的な理由のない目標数の変更及び企画提案書等全体の採択上限額の増額は原則として認めないこと。

また、取組を廃止する場合にあっては、企画提案書等に記載された所要経費のうち国負担額並びにアウトプット数及びアウトカム目標数から廃止する取組相当分を減ずることができるものとする。

なお、本見直し又は廃止により上記3(3)に記載にする①から③のいずれかの支援が行われなくなる場合、地プロ事業全体の廃止となることに留意すること。

ア アウトカム目標数について、企画提案書等で定める事業開始日（以下「事業開始日」という。）から令和4年11月末までの実績が、次に掲げる算式をもって計算して得た数を下回っている場合

$$\text{令和4年度に係る目標} \times \frac{\text{事業開始日の属する月から令和4年11月までの月数}}{\text{事業開始日の属する月から令和4年度末までの月数}}$$

イ アウトカム目標数について、令和5年4月から11月末までの実績が、令和5年度に係る目標の3分の2を下回っている場合

ウ その他事業の実施状況を踏まえ、都道府県が事業の改善等に係る措置を講ずることが必要であると判断した場合

② 天災等又は新型コロナウイルス感染症に係る特例

上記①のア又はイのいずれかに該当する事業テーマであって、天災等（災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用することとなった災害の影響により、当該事業テーマの取組の大半の遂行がやむを得ず困難であったと地域課が認める場合。以下同じ。）又は新型コロナウイルス感染症の事由（新型コロナウイルス感染症の影響により、当該事業テーマの取組の大半の遂行がやむを得ず困難であったと地域課が認める場合。以下同じ。）に該当する場合は、都道府県は、上記①による見直し又は廃止を行わず、翌年度も引き続き当該事業テーマの取組を実施することができるものとする。

(4) 事業の評価

① 事業実施状況の評価

選定委員会は、上記(2)及び(3)を踏まえ、都道府県が行う事業について、毎年度、次のアからエまでの項目について評価を行い、厚生労働省職業安定局長（以下「安定局長」という。）に評価結果を通知すること。

なお、事業の実施状況が不適切な場合又は事業の改善等が十分でないと認められる場合には、意見を付すことができるものとする。

この場合、地域課は、都道府県に対して、選定委員会の意見を通知するものとし、都道府県は当該意見に沿って事業の改善等に係る措置を講ずるものとする。

ア 企画提案書等に記載された取組が適正かつ効果的に実施されているか。

イ 事業の改善等を講ずることとなった事業テーマについて、必要な要因分析が行われているとともに、適切な見直し又は廃止が行われているか。

ウ 天災等又は新型コロナウイルス感染症の事由に該当するか。

エ その他評価に必要な項目

② 評価に係る調査報告、助言・指導等

選定委員会は、上記①の評価を行うに当たり、地域課を通じて都道府県に対して調査・報告を求めることができるほか、必要に応じて助言・指導等を行うことができること。

(5) その他

都道府県は、会計検査院等から是正措置要求等を受けた場合は、地域課の指示に従い、速やかに必要な措置を講ずること。

5 企画提案書等の変更・廃止

(1) 変更

都道府県は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、企画提案書等の変更をすることができるものとする。

この場合、次のアからウまでの手続きを経て行うこと。

① 上記4(3)から(5)により変更する場合

② 下記6の「激甚災害からの復興が必要な場合の特例」により変更する場合

③ 都道府県の歳出予算が確保できない場合

④ 国の歳出予算等に起因して、厚生労働大臣から企画提案書等の変更を求められた場合

⑤ その他選定委員会が認める場合

ア 企画提案書等の変更申請

都道府県は、別添様式第3号「地域活性化雇用創造プロジェクト企画提案書変更（廃止）申請書（以下「変更申請書」という。）」に企画提案書等の変更が必要な根拠を示す書類を添付し、原則として、変更した事業テーマを実施しようとする日の属する月の2か月前までに申請すること。

イ 選定委員会による審査

選定委員会は、都道府県から企画提案書等の変更申請書の提出があった

場合は、次の(ア)から(オ)までの項目について審査を行い、安定局長に審査結果を通知すること。

ただし、4(4)に基づく変更については、選定委員会は、審査を省略することができるものとする。

なお、審査を行うに当たり、必要に応じ、地域課を通じて都道府県から追加書類の提出や説明を求めることができるものとする。

(ア) 地プロの趣旨・目的に合致した変更となっているか。

(イ) 適切な現状把握・分析を踏まえた変更理由となっているか。

(ウ) 目標達成に向け、実現可能な変更となっているか。

(エ) 実施期間中に継続して行うことができる変更となっているか。

(オ) その他の審査に必要な項目

ウ 審査結果の通知

厚生労働大臣は、審査結果通知等を踏まえ、変更の可否を判断し、都道府県に結果を通知すること。

(2) 廃止

都道府県は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、企画提案書等を廃止することができるものとする。

この場合、次のアからウまでの手続きを経て行うこと。

① 上記4(3)から(5)により、全ての事業テーマを廃止する場合

② 天災等により事業内容の実施・継続が困難な場合

③ 都道府県の歳出予算が確保できない場合

④ 国の歳出予算等に起因して、変更依頼書により、厚生労働大臣から企画提案書等の廃止を求められた場合

⑤ その他選定委員会が認める場合

ア 企画提案書等の廃止申請

都道府県は、変更申請書に企画提案書等の廃止が必要な根拠となる書類を添付し、原則として、企画提案書等を廃止しようとする日の属する月の2か月前までに、申請すること。

イ 選定委員会による審査

選定委員会は、都道府県から企画提案書等の変更申請書の提出があった場合は、次の(ア)及び(イ)の項目について審査を行い、安定局長に審査結果を通知すること。

ただし、4(4)に基づく廃止については、選定委員会は、審査を省略することができるものとする。

なお、審査を行うに当たり、必要に応じ、地域課を通じて都道府県から追加書類の提出や説明を求めることができるものとする。

(ア) 廃止する理由が妥当であるか。

(イ) その他の審査に必要な項目

ウ 審査結果の通知

厚生労働大臣は、審査結果通知を踏まえ、廃止の可否を判断し、都道府

県に対して結果を通知すること。

6 激甚災害からの復興が必要な場合の特例

都道府県は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）が適用された災害（以下「激甚災害」という）に対して、産業復興と合わせて雇用対策として実施するものと認められる事業テーマについて、企画提案書等の実施期間内で終了することが困難である場合に限り、予算の範囲内において、1年度に限り実施期間を延長することができる。

この場合、上記5の(1)に準じた手続きを経て行うものとするが、提出期限はこれに関わらず、原則として、激甚災害として指定された日から3か月以内とする。

7 補助金の交付

補助金の交付は、本実施要領のほか、募集要項及び「交付要綱」に基づき行うものとする。

ただし、採択された企画提案書等に記載された事業経費のうち国負担額を限度とする。

なお、交付申請等に係る手続きについては、別途通知するものとする。

(1) 補助対象経費

別紙2によるものとする。

(2) その他

参加費等利用者からの収入額がある場合の補助金の交付は、国庫補助額から当該収入額を減じるものとする。

8 文書の保存等

都道府県は、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、企画提案書等に係る書類、実績報告書、契約書等の支出を証明する各種会計書類など事業実施に係る文書を保存するものとする。

なお、地域課から提出を求められた場合は、速やかに当該書類を提出すること。

また、都道府県は、委託先や助成金等を支給した事業主等の間接補助事業者等に対して、都道府県と同様に文書の提出や保存を求めるものとし、地域課から提出を求められた場合は、都道府県は、間接補助事業者等より当該文書の提供を受けて、速やかに提出するものとする。

9 事業内容等の公表

地域課は、企画提案書等のうち、事業テーマの内容や事業規模、アウトカム等について、厚生労働省のホームページで公表することができるものとする。

10 附則

(1) 地プロの実施に当たっては、本要領、募集要項及び交付要綱のほか、地域課が別に定めるところにより行うものとする。

- (2) 本要領は、令和4年4月1日から施行する。
- (3) 令和5年3月31日付け職発0331第83号「「地域活性化雇用創造プロジェクト（令和4年度開始分）実施要領」の一部改正について」による改正は令和5年4月1日から施行する。